

製品安全データシート

【1 製品及び会社情報】

製品名 ニューブランアップ

会社名 都インキ株式会社

住所 〒538-0044 大阪市鶴見区放出東 1-7-13

担当部署 技術課

担当者 中川 雄介

電話番号 06-6961-0101

FAX 番号 06-6961-0303

整理番号 Z-100-03

作成日 平成 22 年 12 月 24 日

【2 危険有害性の要約】



危険

重要危険有害性及び影響
特有の危険有害性

【3 組成及び成分情報】

物質の特定 混合物

| 化学名 | 含有量 % | 化学式 | 官報公示No. | CAS No. | 国連分類 | 国連番号 |
|----------|-------|---------------------------------|--------------|---------|---------|------|
| ジクロロメタン※ | 90 | CH ₂ Cl ₂ | 2 - 36 (化審法) | 75-09-2 | クラス 6.1 | 1593 |
| 添加剤 | 1~10 | | | | | |

※ジクロロメタンは PRTR 法第 1 種指定化学物質である(令別表第 1 第 186)

※別名：ジクロルメタン、塩化メチレン

【4 応急措置】

吸入した場合 応急措置をする者は、適切な保護具を着用して、患者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、毛布等で保温して安静にする。呼吸していて嘔吐がある場合は、頭を横向きにする。呼吸困難又は呼吸が停止しているときは、直ちに人工呼吸を行い、速やかに医師の手

| | |
|-----------|---|
| | 当てを受ける。 |
| 皮膚に付着した場合 | ブランアップにおいて汚染された衣類は直ちに取りかえる。皮膚に付着した部分は、直ちに多量の水及び石鹼で洗い流す。外観に変化が見られたり痛みが続く場合は、直ちに医師の手当てを受ける。 |
| 目に入った場合 | 直ちに清浄な流水で 15 分間以上洗眼し、医師の手当てを受ける。コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り取り外して洗浄を続ける。 |
| 飲み込んだ場合 | 無理に吐かせてはいけない。かなりの量を飲み込み、かつ患者に意識のある場合には、口内を水で洗浄し、温水 250ml を飲ませる。被災者に意識がない場合は、口から何も与えてはならない。直ちに医師の処置を受ける。 |

【5 火災時の措置】

| | |
|------|--|
| 消火方法 | 消火剤としては、炭酸ガス及び粉末が有効であるが、炎を消さず周囲の物件を冷却し、延焼を防ぐ方が良い場合もある。火災時、通風の悪い場所には、ジクロロメタン系及び火災より生じた塩化水素、ホスゲン等の有毒ガスが存在するから、防毒マスク等呼吸保護具を着用して消火作業を行う。 |
| 消火剤 | 炭酸ガス、粉末 |

【6 漏出時の措置】

| | |
|--------------------------|---|
| 人体に対する注意事項 保護具及び緊急時措置 | 屋内で漏出した場合は、処理が終わるまで十分に換気を行う。高濃度の蒸気が存在する場合は、必ず有機ガス用防毒マスク、空気呼吸器等呼吸用保護具並びに手、目及び皮膚の保護具を着用して作業を行う。 |
| 環境に対する注意事項 | 下水や排水溝へ流出、また地下へ浸透することのないように、活性炭等により吸着又は乾燥した砂等により吸着させて、密閉出来る容器に保管する。 |
| 回収、中和 | 大量に流出した場合は、ポンプ等により回収して密閉出来る金属容器へ移し換え、回収できなかった物については、活性炭等による吸着、ウエス等による拭き取りを行う。吸収、吸着したものは、適切な方法により処分する。 |

【7 取扱及び保管上の注意】

| | |
|----------|----------------------------|
| 取扱 | |
| 取扱者の暴露防止 | 屋内作業の場合は、適切な排気装置を設け、管理濃度以下 |

に保つ。

| | |
|----------|---|
| 火災、爆発の防止 | 空気の約 3 倍重いので、低い所に滞留しやすいから、吸引排気装置を床面に近い所から設置する。 |
| 保管 | |
| 保管条件 | 密閉容器に入れ、直射日光や雨水を避けて 40℃以下の涼しくて、換気の良い場所(冷暗所)に貯蔵する。 |
| 容器梱包材料 | 国連輸送法規で規定されている容器使用する。 |

【8 暴露防止及び保護措置】

| | |
|------------|-------------------------|
| 許容濃度 | 50ppm |
| 設備対策 | 設備の密閉化、局所排気装置を設置する |
| 呼吸器の保護具 | 有機ガス用防毒マスク、送気マスク、空気呼吸器等 |
| 手の保護具 | 保護手袋 |
| 目の保護具 | 安全ゴーグル、顔面シールド |
| 皮膚及び身体の保護具 | 労働衛生保護衣、長靴、前掛け等(耐溶剤型) |

【9 物理的及び化学的性質】

当該化学物質等の外観

物理的状态

| | |
|------------------|---------------------------|
| 形状 | 液体 |
| 色 | 無色透明 |
| 臭い | 溶剤臭 |
| Ph | データなし |
| 融点・凝固点 | -95.14℃ |
| 沸点、初留点及び沸騰範囲 | 40.2℃ |
| 引火点 | なし |
| 燃焼又は爆発範囲の上限・下限 | データなし |
| 蒸気圧 | 46500Pa(348.9mmHg)(20℃) |
| 蒸気密度 | 2.93(空気=1) 比重(相対密度) データなし |
| 溶解度 | データなし |
| n - オクタノール/水分配係数 | logPow1.25,1.51 |
| 自然発火温度 | 662℃ |
| 分解温度 | データなし |
| 臭いのしきい値 | データなし |
| 蒸発速度 | データなし |
| 燃焼性(固体、ガス) | データなし |

【10 安定性及び反応性】

| | |
|------------|-------------------------------|
| 避けるべき条件 | 高温へのばく露強酸化剤強塩基アルカリ金属、金属粉末との接触 |
| 混触危険物質 | 強酸化剤、強塩基、アルカリ金属、金属粉末との接触 |
| 危険有害な分解生成物 | 塩化水素、ホスゲン等の有害ガス |

【11 有害性情報】

| | | | |
|----------------|--------|------------------|--------------|
| 急性毒性 | 経口 | ラット LD 50 | 2100mg/kg |
| | | ラット LD 50 | 1600mg/kg |
| | | 飲み込むと有害 | |
| | 経皮 | データなし | |
| | 吸入(蒸気) | ラット LC 50 | 53mg/L(6 時間) |
| 皮膚腐食性・刺激性 | | 皮膚刺激区分 | 2 |
| 眼に対する重篤な損傷・刺激性 | | 人に対する事例では軽度の刺激あり | |
| 呼吸器感受性又は皮膚感受性 | | データなし | |
| 生殖細胞変異原性 | | 経世代変異原性試験で陰性 | |
| 発がん性 | | IARC グループ | B |
| 生殖毒性 | | データなし | |
| 特定標的臓器・全身毒性 | | | |
| | －単回暴露 | 中枢神経系、呼吸器の障害 | 眠気又はめまいのおそれ |
| 特定標的臓器・全身毒性 | | | |
| | －反復暴露 | 中枢神経系、肝臓の障害 | |
| 吸引性呼吸器有害性 | | データなし | |

【12 環境影響情報】

| | |
|-----------|----------|
| 環境影響・生態毒性 | 水生生物の毒性 |
| 残留性・分解性 | 急速分解性が無い |
| 生体蓄積性 | 生物蓄積性は低い |
| 土壌中の移動性 | データなし |

【13 廃棄上の注意】

| | |
|----------|-------------------------------|
| 残余廃棄物 | 廃棄においては関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 |
| 汚染容器及び包装 | 関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。 |

【14 輸送上の注意】

(ジクロロメタンとして)

| | |
|--------|---------|
| 国連番号 | 1593 |
| 品名 | ジクロロメタン |
| 国連分類 | 6.1 |
| 容器等級 | III |
| 海洋汚染物質 | 非該当 |

【15 適用法令】

| | |
|---------|---|
| 労働安全衛生法 | 名称等を通知すべき有害物 名称等を表示すべき有害物 第 2 種有機溶剤 健康障害防止指針公表物質 変異原性が認められた既存化学物質 |
| 化審法 | 第 2 種監視化学物質 |
| PRTR 法 | 第 1 種指定化学物質 |
| 船舶安全法 | 毒物類・毒物 |
| 航空法 | 毒物類・毒物 |
| 水質汚染防止法 | 有害物質 |
| 土壤汚染対策法 | 特定有害物質 |
| 労働基準法 | 疫病化学物質 |

【16 その他の情報】

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取扱う事業者提供されるものです。取扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を構ることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いいたします。したがって本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。